

# 一般質問通告書

【第63回定例会】

多可町議会議長 河崎 一 様  
 多可町議会議員 山口邦政



受 領 日	番号
平成 27 年 3 月 9 日 午前・午後 8 時 30 分	5

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 多可町創生の取り組みの状況について	町長
① いち早く昨年10月より取り組んできた「多可町まち・ひと・しごと」創生の進捗状況は。予定通り進んでいるのか。 ② 27年度予算に「まち・ひと・しごと」関連がどのように反映されているのか。 ③ 多可町創生戦略策定に人・もの・情報をどう活用するのか。 ④ 町長の想定しておられる総合戦略の内容は。 ⑤ その他、多可町創生についての諸課題。	
2. 要綱行政から脱却の時期では	町長
① 議会議決が必要でない規則・要綱の改廃時に、議会への説明は実施しているか。 ② 規則・要綱の改廃時の基準はあるのか、審査はしているのか。 ③ 条例化すべき要綱がないかチェックはしているのか。 ④ 要綱にたよる行政から脱却するべきではないか。	
3.	

## 質 問 の 内 容

### 1、多可町創生の取り組みの状況について

昨年5月に元総務大臣の増田寛也氏が座長を務める日本創世会議の人口減少問題検討分科会から発表された、消滅可能性都市は大きな波紋を与えました。20歳から39歳の女性の予想減少人口から割り出されたもので、全国で1,741自治体の内896自治体が消滅可能性自治体に入っており、多可町も減少率58.9%でその中に入っています。その後、あうんの呼吸のように国より発表された「まち・ひと・しごと創生」のプラン。

昨年9月の国の地方創生本部立ち上げに合わせて、多可町でも10月に「多可町まち・ひと・しごと創生本部」、「多可町創生懇話会」が立ち上がりました。その後、国では11月に「まち・ひと・しごと創生法案」が可決し、本格的な地方創生プロジェクトがスタートしました。

日本全体が人口減少時代に突入し、特に地方では以前から少子高齢化と人口減少の問題は各自治体の大きな政策課題となっていました。そんな中での今回の地方創生の取り組みです。石破担当大臣は「自治体側が自主的に計画をつくり、国はそれを支援するだけ。ただ、やる気のない自治体は支援しない」と言っていますが、ほとんどの自治体がこの事業に期待し積極的に取り込もうとしていると思われます。いわば自治体間の地方創生戦略構築競争となってくると考えられます。従来は事業の成功には“ひと・もの・カネ”と言われていましたが、カネが調達出来にくい昨今は、各自治体がいかに人・もの・情報を集め、知恵を絞って競争に勝ち抜くかが問われています。

多可町創生のスタートでもあり地域間競争の正念場の平成27年度であると思います。そこで多可町の取り組みについて質問します。

- ①いち早く昨年10月より取り組んできた「多可町まち・ひと・しごと」創生の進捗状況は。予定通り進んでいるのか。
- ②27年度予算に「まち・ひと・しごと」関連がどのように反映されているのか。
- ③多可町創生戦略策定に人・もの・情報をどう活用するのか。
- ④町長の想定しておられる創生総合戦略の内容は。
- ⑤その他、多可町創生についての諸課題。

## 2、要綱行政から脱却の時期では

多可町例規集をしてみますと条例以外に規則・要綱が数多く決められています。違いを整理してみますと、条例は地方公共団体が自治立法権に基づいて成立する法規の一形式で、制定・改廃は議会の議決によって成立するとされています。規則は地方公共団体の長が制定する法規の一形式で、首長は法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができますとされています。法令とは国の法律や地方公共団体の条例も入りますから、条例に違反する規則は制定できないわけです。要綱につきましては法律、条令、規則等とは異なり、行政機関の内部規定となっており、法規ではないことから法的拘束力はないこととなります。

要綱による行政運営のすべてが悪いとは思いませんが、他の自治体も含めて要綱による行政運営が多用されすぎているのではないのでしょうか。要綱の利点としては、情勢の変化に即応して対応できる。法律が整備されるまで暫定的な措置として、とりあえず要綱で対処できる。議会の審議を経ないで制定できるなどが挙げられます。危惧する点は、規則も要綱も首長が交代した時、次の首長の判断で議会の承認なしで変更できる。要綱は議会の審議を経ずに改廃できる点です。

地方分権一括法の施行以降、国からの権限移譲も進んでいます。従来にも増して自治体の条例制定権が拡大し、自治体の自治立法権の拡充が必要です。従来のような要綱行政の見直しをはかるべき時期にきていると考えます。

そこで以下の質問をします。

- ① 議会議決が必要でない規則・要綱の改廃時に、議会への説明は実施しているか。
- ② 規則・要綱の改廃時の基準はあるのか、審査はしているのか。
- ③ 条例化すべき要綱がないかチェックはしているのか。
- ④ 要綱にたよる行政から脱却するべきではないか。